⑺　協会員の役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。
⑻　法令に基づく登録の申請、届出その他必要な事項に関し、内閣総理大臣又は都道府県知事に協力すること。
⑼　金融に係る知識の普及及び啓発を図ること。
⑽　貸金業に関する課題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
⑾　協会員間及び貸金業に関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
⑿　貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する業務を行うこと。
⒀　個人情報保護団体に関する業務を行うこと。
⒁　前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。
2　本協会は、営利の目的をもって業務を行わない。
（業務規程）
第６条　本協会は、前条第１項に規定する業務を円滑に行うため、その業務規程において、次の各号に掲げる事項を定める。
⑴　協会員が営む貸金業に係る過剰貸付けの防止に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
⑵　協会員がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項
⑶　協会員がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項
⑷　協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項
⑸　協会員がその貸金業の業務に関して行う債権の取立てに関する事項
⑹　協会員に対する監査に関する事項
⑺　協会員等が営む貸金業の業務に対する資金需要者等（債務者等であった者を含む。）からの苦情の解決に関する事項
⑻　協会員等が営む貸金業の業務に係る紛争解決手続の実施に関する事項
⑼　資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項
⑽　資金需要者等による貸付自粛の申告と対応に関する事項
⑾　貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項
⑿　貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する事項
⒀　個人情報保護団体業務に関する事項
⒁　前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事項
（定款施行規則）
第７条　定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。
（規則等の制定及び改正）
第８条　業務規程、定款施行規則その他の規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第２章　協会員

第１節　権利及び義務

（協会員の資格等）
第９条　貸金業者は、本協会に加入し、協会員となることができる。
2　協会員が次の各号の一に該当したときは、協会員たる資格（以下「会員権」という。）を失う。
⑴　本協会を退会し、又は本協会から除名の処分を受けたとき。
⑵　貸金業者たる資格を喪失したとき。
3　会員権の承継に関する事項は、定款施行規則で定める。
4　会員権は、譲渡することができない。
（会費及び特別会費）
第10条　協会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。
2　協会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。
3　会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。
4　前項の規定による決議は、協会員に公正に分担させることを旨として行うものとする。
（協会員代表者）
第11条　法人協会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務についてその協会員を代表する者（以下「協会員代表者」という。）を１人定め、本協会に届け出なければならない。
2　本協会が協会員代表者を不適任と認めたときは、事由を示してその変更を求めることができる。
（届出及び報告事項）
第12条　協会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。
（資料の提出等）
第13条　本協会は、必要があると認めるときは、協会員に対し、当該協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに当該協会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
2　協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。
（監査）
第14条　本協会は、「監査に関する業務規程」で定めるところにより、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。
2　協会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。
（本協会の名称の使用制限）
第15条　協会員は、本協会の承認を受けないで本協会の名称を使用してはならない。

第２節　加入及び退会

（加入の承認）
第16条　本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める様式による加入申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。
2　前項の加入申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。
3　第１項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。
（加入の拒否）
第17条　本協会は、本協会に加入の申請を行った貸金業者（以下「加入申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。
⑴　法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会の定款、業務規程その他の規則に違反する行為をして、本協会から除名の処分を受けたことがあること。
⑵　前条の加入申請書若しくはその加入申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。
⑶　貸金業者の信用又は品位を害するおそれがある者であること。
2　前項第３号に該当することを理由にその加入を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該加入申請者にその旨を通知して、相当の期間内に弁明する機会を与えるものとする。
（加入の承認を受けた場合における加入金の納付）
第18条　本協会に加入の承認を受けた加入申請者は、本協会の指定する期日までに本協会に加入金を納入しなければならない。
2　加入金の額は、定款施行規則で定める。
（退会の承認）
第19条　協会員は、本協会を退会しようとするときは、別に定める様式による退会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。
2　前項に規定する退会の承認は、理事会の決議により行う。
（基金等の返還の制限）
第20条　協会員が本協会を退会するときは、第66条に規定する基金その他本協会の財産について返還を受けることができない。
2　前項の規定は、協会員が第９条第２項第２号の規定に該当することとなった場合又は次条の規定により除名の処分を受けた場合についてこれを準用する。

第３節　処分及び勧告

（協会員の処分）
第21条　本協会は、協会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。
⑴　不正な手段により本協会に加入したとき。
⑵　法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。